毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
1月5日
（火曜日）

目次

○告示
下関都市計画道路の変更（都市計画課）……一
周南都市計画道路の変更（二件）（都市計画課）……一
○公告
県営小野下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……二

告示

山口県告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

山口県知事　村岡嗣政

一　都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線
下関都市計画道路三・五・二十九勝山安岡線

二　変更の内容
区域及び構造の変更

山口県告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

山口県知事　村岡嗣政

一　都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・四・百六船戸三太線
周南都市計画道路三・四・百十七花園島田線

二　変更の内容
区域の変更

一　都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・五・百十一川園線

二　変更の内容
区域及び構造の変更

山口県告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

山口県知事　村岡嗣政

一　都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・二・三百一中央通線

二　変更の内容
区域の変更

公告

（一） 県営小野下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営小野下地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年一月五日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類
　県営小野下地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二　縦覧の期間
　平成二十八年一月六日から同月二十五日まで

三　縦覧の場所
　山口県農林水産部農村整備課

平成二十八年一月五日印刷　発行所　山口県庁
平成二十八年一月五日発行　発行人　山口県知事